

2015年4月17日(金)

# みらいの扉

高等特別支援学校 支援部 第68号



## ドキドキ新入生と優しい上級生！

新入生を迎え、10日ほどたちました。

緊張した面持ちの新入生とは対照的に、上級生は穏やかな表情をしています。

本校の入学生はほとんどみんな各中学校からひとりずつ入学しています。同じ出身中学校から入学した友達と時々ほっこりということがありません。初めて会う人達に囲まれての学校生活はどんなに心細い事でしょう。特に寄宿舎生は学校から帰っても同じ状態が続きます。そんな状況の中で新入生はけなげにがんばっています。

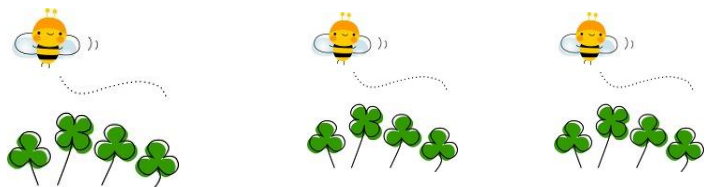
自分たちが入学した時のことを思い出したのでしょうか、上級生はとても優しく新入生に接して、声もよく掛けてくれています。

寄宿舎で、クラブで、登下校の道すがら。

こうやって上級生は上級生になっていくのでしょう。

上級生の頼もしさと優しさを覚えていてください。

そして来年度はその分、優しい上級生になってください。



この「未来への扉」は、不定期発行です。4月はインフォメーション的な内容となるため、続けて発行させていただいております。

昨年度の支援部だよりも本校HPでご覧いただけます。「未来への扉」に関するご希望やご要望等がございましたら、遠慮なく連絡帳・担任等を通じて支援部までお寄せください。

## 知的障がい・発達障がいに関する相談機関

本校の支援部、スクールカウンセラー（臨床心理士）の他に、下記のような相談・支援機関があります。

### ＜知的障がい・発達障がいに関する相談・支援機関＞

各市町の役所・役場の「障害福祉課」が窓口になっているようです。支援機関・支援センターは各市町によって異なりますが、多くの場合、知的障がい・発達障がいに限定しない幅広い相談・支援事業の一環として、活動が行われています（「障害者地域生活支援センター」、「〇〇市相談支援センター」など）。

### ＜発達障がい専門の相談・支援機関＞

ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」があります。クローバーは現在県内に6カ所(高砂、芦屋、加西、豊岡、宝塚、上郡)設置されています。HP（ホームページ）があります。相談は予約制で、日数がかかることが予想されます。

神戸市では、18歳未満の方については、各区役所子育て支援室、こども家庭センター、総合療育センター、こうべ学びの支援センター等で発達についての相談を行っています。

### ＜障がい児の親の会＞

「(財)兵庫県手をつなぐ育成会(知的障がい)」、「兵庫県LD親の会『たつの子』(LD・ADHD・高機能自閉症など)」、「兵庫県自閉症協会高機能ブロック『ピュアコスモ』(高機能自閉症、アスペルガー症候群など)」があります。それぞれHPがあります。

### ＜発達障がいに関する情報＞

厚生労働省が、国立障害者リハビリテーションセンター(所沢)に「発達障害情報・支援センター」を設置し、HPで発達障がいに関する様々な啓発・普及を行っています。専門家によるQ&A形式の応答も載っています。

文部科学省では、国立特別支援教育総合研究所(久里浜)に「発達障害教育情報センター」を設置して、HPで特別支援教育を中心に情報を提供しています。

## 療育手帳の更新について

療育手帳は、就労をはじめ様々な福祉サービスを受けやすくするために、知的障がいのある方に(神戸市を除く兵庫県では発達障がいのある方にも)発行されています。療育手帳には、次回判定月が記載されていますが、県や市町村から更新のお知らせは基本的にありません。更新月が近づきましたら、それぞれ地域の福祉事務所か町役場の方にご相談の上、更新判定の申し込みをしてください。

特に3年生の場合、更新判定の場所は、満17歳までは地域の子ども家庭センターで、満18歳を過ぎると下の相談所で判定を受けることとなります(誕生日が近い場合は、どちらになるかわかりません)。

(参考)

※神戸市以外の方

- ・県立知的障害者更生相談所(最寄り駅:阪急「王子公園」)  
神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター3F  
TEL (078) 242-0737

※神戸市の方

- ・神戸市障害者更生相談所(最寄り駅:「高速神戸」)  
神戸市兵庫区水木通2-1-10 心身障害福祉センター内  
TEL (078) 512-4453

### \*療育手帳について\*

療育手帳は、知的障がいの方のための手帳ですが、法律で定められた制度ではなく、都道府県独自の発行であるために名称も等級も様々です。

また、知的障がいを伴わない発達障がいの方については、兵庫県(神戸市を除く)では療育手帳が発行されていますが、他の自治体では、「精神障害者保健福祉手帳」の対象となる場合がほとんどのようです。いずれにしても、現在は発達障がいに特化した手帳は発行されていません。自治体によって制度や対応が異なりますので、転出等の際にはご注意ください。

